

1 調査名称：(みなべ町) 総合都市交通体系調査

2 調査主体：みなべ町

3 調査圏域：南部都市計画区域

4 調査期間：令和2年度～令和3年度

5 調査概要：

本町の都市計画道路は昭和46年に4路線、平成8年に3路線、計7路線が都市計画決定されており、現在4路線が整備完了済みで3路線が未完了(うち1路線が未着手)となっている。

当初の計画道路が道路構造の変化により、実現性が低い道路となり又、阪和自動車道開通によりみなべインターチェンジが設置され、当初の都市計画では想定されていなかった交通体系の変化がみられる。

又、本町は特に地震・津波による災害の危険性が非常に高い立地であることから、市街地と高台を接続する等、災害対策を考慮した効率的な道路網の整備が急務であると考えている。

本町では、そのような課題の解決、また今後の交通アクセスの安全性と効率化を図るため、都市計画道路7路線の現状把握を行い、必要性を検討したうえで、国道・主要地方道などの幹線道路への影響を考慮した道路ネットワークの見直しを早期に実施するものである。

## I 調査概要

1 調査名称：(みなべ町) 総合都市交通体系調査

### 2 報告書目次

#### 1. 業務概要

1. 1 業務の目的

1. 2 業務内容

#### 2. 現状の把握

2. 1 人口

2. 2 通勤通学流動

2. 3 利用交通手段

2. 4 現況の道路交通

2. 5 現況の公共交通

2. 6 施設立地状況

2. 7 都市計画道路

2. 8 上位計画、関連計画の整合と把握

#### 3. 交通量調査及び結果整理

3. 1 調査の目的

3. 2 調査内容

3. 3 調査結果

#### 4. 問題点・課題の整理

#### 5. 見直し案の作成

5. 1 見直し対象路線の抽出

5. 2 見直し対象区間の設定

5. 3 必要性の検証項目の設定

#### 6. 道路機能の評価

6. 1 必要性の検証

6. 2 実現性の検証

6. 3 評価結果および区間カルテの作成

#### 7. 将来交通量推計

#### 8. 会議等運営補助

(資料編)

3 調査体制

株式会社 ウエスコ	
(主任技術者) 藤田 喜文	e-mail: <a href="mailto:yoshifumi.fujita@wesco.co.jp">yoshifumi.fujita@wesco.co.jp</a>
(照査技術者) 兵頭 良一	e-mail: <a href="mailto:r-hyoudou@wesco.co.jp">r-hyoudou@wesco.co.jp</a>
(担当技術者) 赤池 曜	e-mail: <a href="mailto:y-akaike@wesco.co.jp">y-akaike@wesco.co.jp</a> [業務窓口]
(その他技術者) 津田 勝啓	e-mail: <a href="mailto:k-tsuda@wesco.co.jp">k-tsuda@wesco.co.jp</a>
[業務窓口連絡先]	
株式会社ウエスコ 岡山支社 技術部 交通計画課 〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 2-5-35 TEL 086-254-2367(ダイヤルイン) FAX 086-256-5161	
(営業担当者) 永野 昌征	e-mail: <a href="mailto:m-nagano@wesco.co.jp">m-nagano@wesco.co.jp</a>
株式会社ウエスコ 和歌山営業所 営業課 〒640-8044 和歌山県和歌山市板屋町 22 TEL 073-402-5644 FAX 073-427-2170	

みなべ町役場 建設課

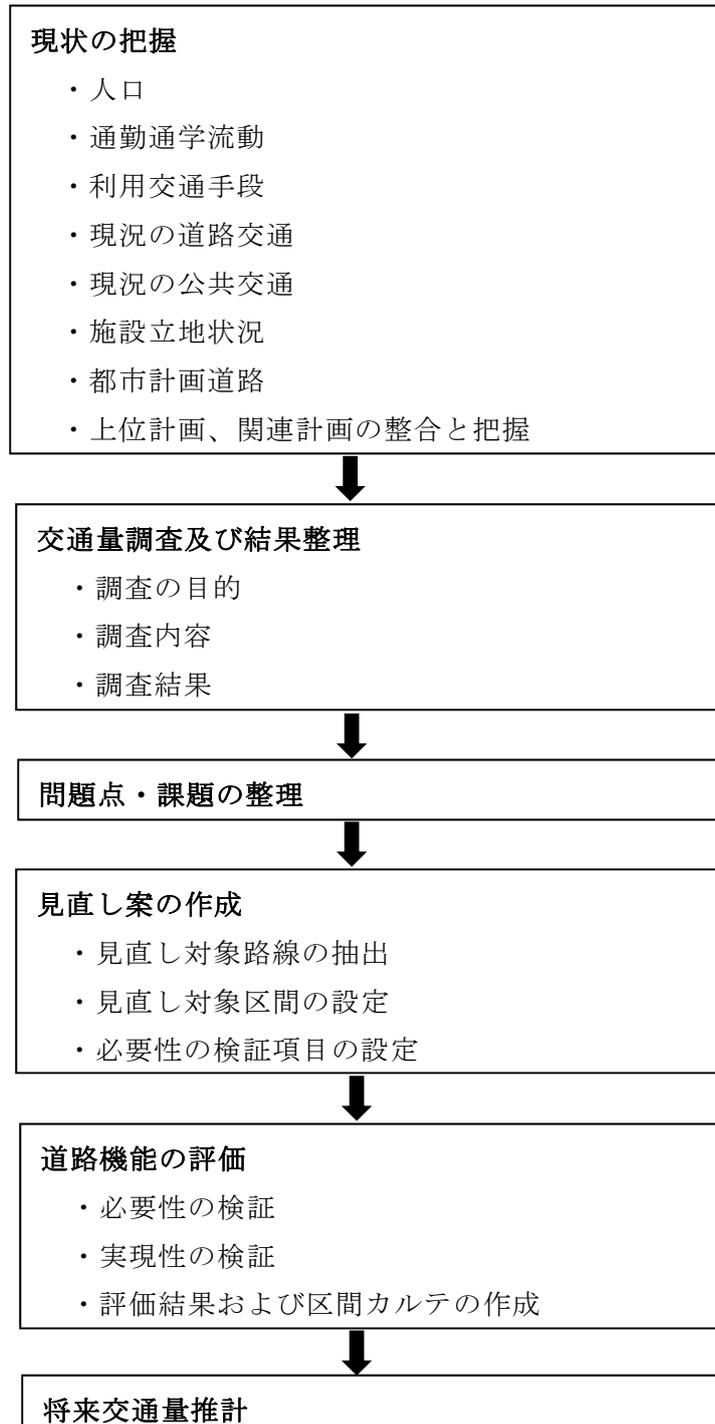
4 委員会名簿等：無し

## II 調査成果

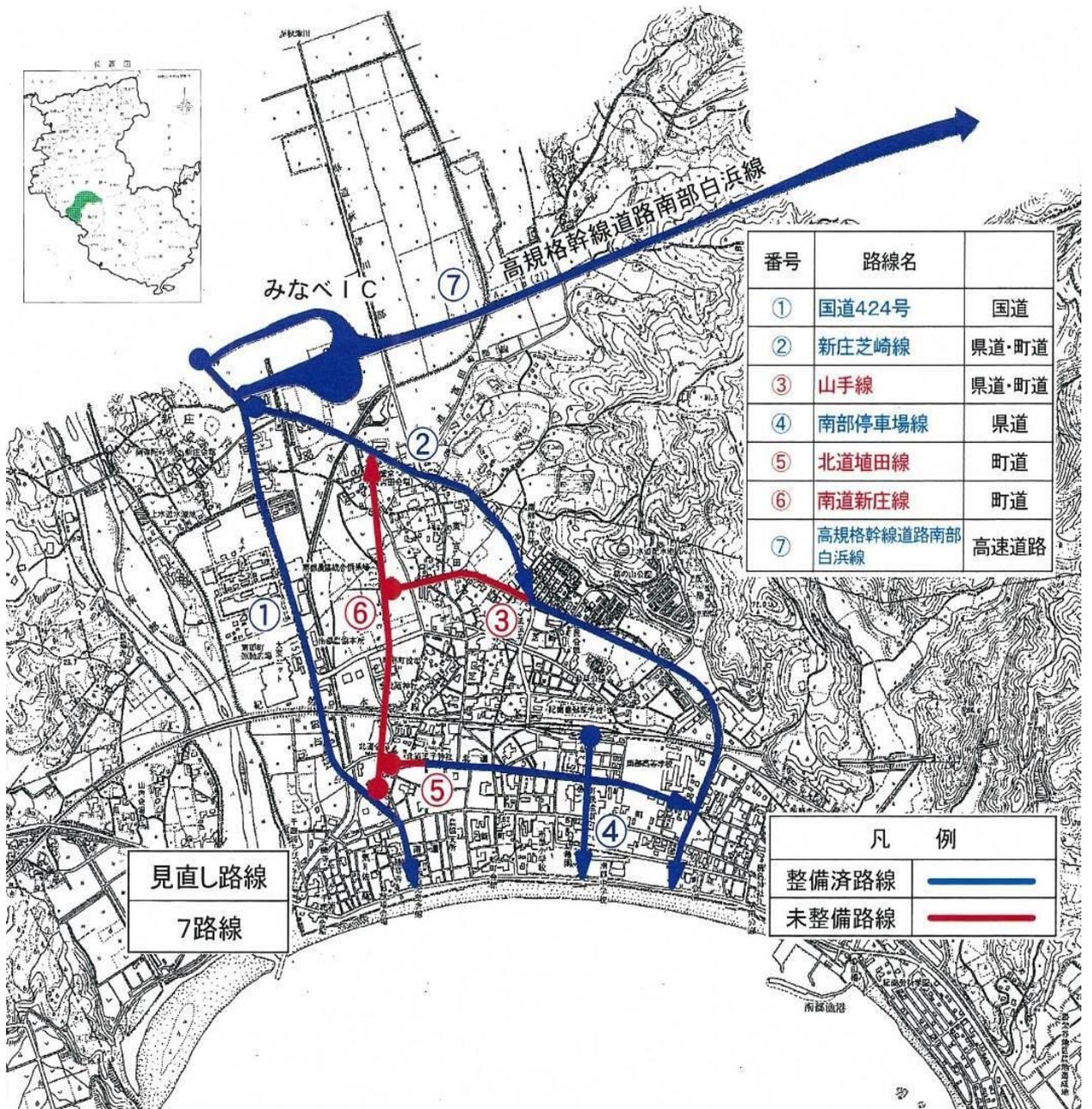
### 1 調査目的

みなべ町には、都市計画決定以降、長期間にわたり未着手の都市計画道路がある。本業務では社会状況を踏まえ、効率的・効果的なまちづくりを実現するために、都市計画道路の見直しを行うことを目的とする。

### 2 調査フロー



### 3 調査圏域図



## 4 調査成果

### 3.交通量調査及び結果整理

#### 3.1.調査の目的

現状の交通量を把握するため、平成 27 年道路交通センサス等の既存の交通量調査が実施されていない見直し対象路線及び周辺の主要交差点において交通量調査を実施する。

#### 3.2.調査内容

##### 1) 調査概要

- ・ 調査箇所：調査位置図に示す。
- ・ 調査日：令和 2 年 10 月 27 日(火)
- ・ 調査時間：7：00～19：00 (12 時間)
- ・ 記録単位：1 時間単位
- ・ 車種分類：自動車 4 車種(乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車)  
自動二輪車、歩行者、自転車

##### 2) 調査方法

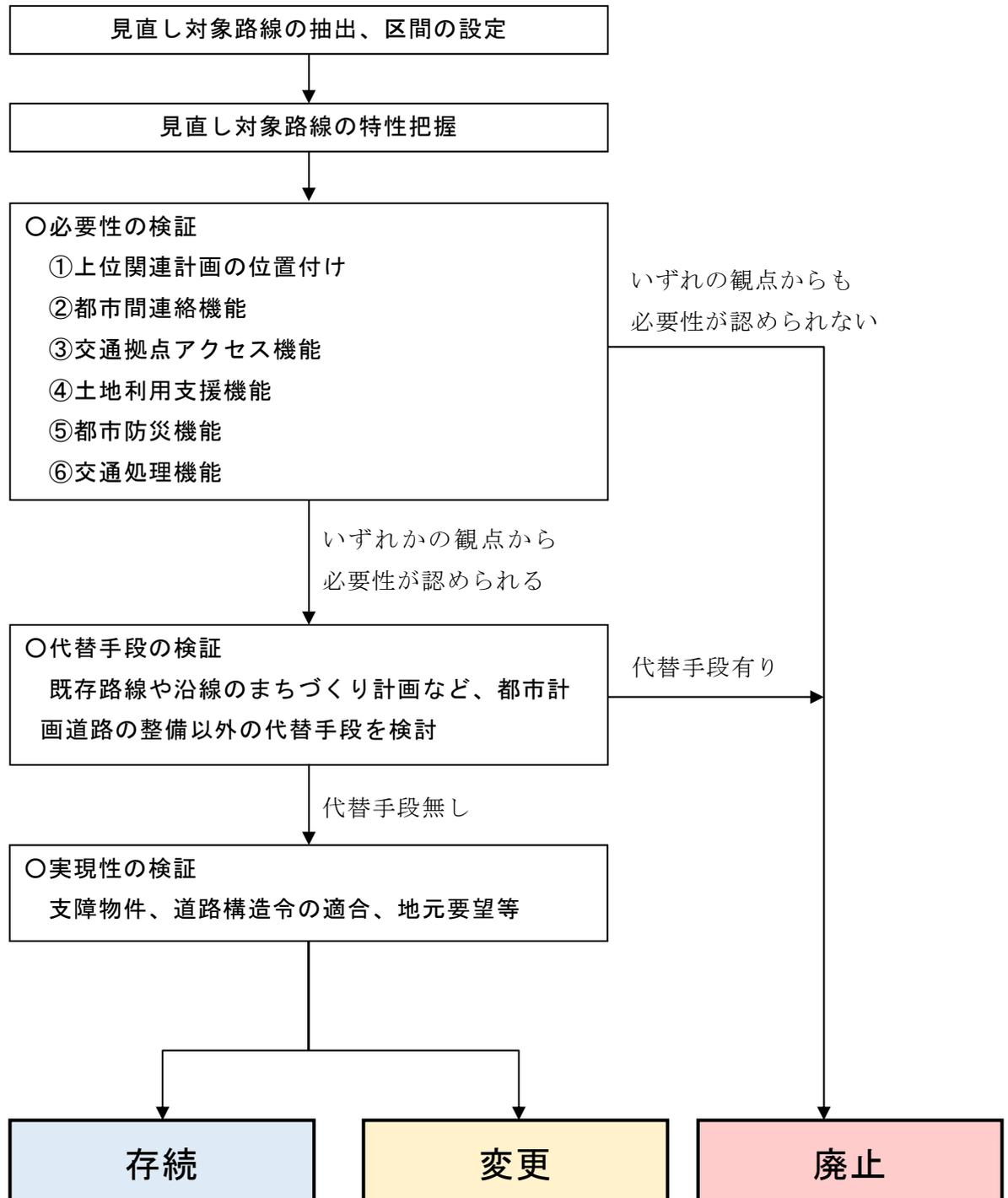
方向別交通量をカウンターで計測する。記録は、カウンターの時間毎の累計値とし、調査後に時間交通量に集計する。



①南部小学校前交差点 ②王子橋西詰交差点 ③(仮称)芝交差点 ④(仮称)町役場東交差点

## 5. 見直し案の作成

将来幹線道路網の見直しに際し、見直しの対象となる路線を設定するとともに「和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版 H25.3（和歌山県）」に基づき、評価方法及び評価指標を整理する。



●図 見直し検討フロー

## 5. 1. 見直し対象路線の抽出

見直しの対象とする路線は、未整備区間、概成済区間を有する路線を対象とする。

### 見直し対象路線

#### 【4-1-15 みなべ町(南部都市計画区域)】

番号	フリガナ			計画決定			改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	事業中 延長(m)	改良率	見直し対象 路線	
	区分	規模	一連 番号	路線名	起点	終点						車線数
1	4	1	高規格幹線道路南部白浜線	南部川村徳蔵字齋藤	南部川村熊岡字狼畑尾	21	2,250	2,250		100%		
3	5	1	北道埴田線	北道49-1	芝390-1	12	1,000	958		96%	○	
3	5	2	南道新庄線	北道35-1	東吉田字大塚	12	950	0		0%	○	
3	5	3	南部停車場線	芝369-3	芝510	2	13	330	330	100%		
3	5	4	山手線	東吉田124-1	芝491-2	12	1620	1,165		72%	○	
3	5	5	国道424号線	南部川村徳蔵字齋藤	南部町南道字浜端	15	1,563	1,433	130	92%	○	
3	5	6	新庄芝崎線	南部町気佐藤字大年	南部町芝字猪野	13	1,020	1,020		100%		
計		7路線					8,733	7,156	130	0	81.9%	

概成済とは

改良済以外の区間のうち、都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員、又は4車線以上の供用道路で、整備済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間

## 5.2.見直し対象区間の設定

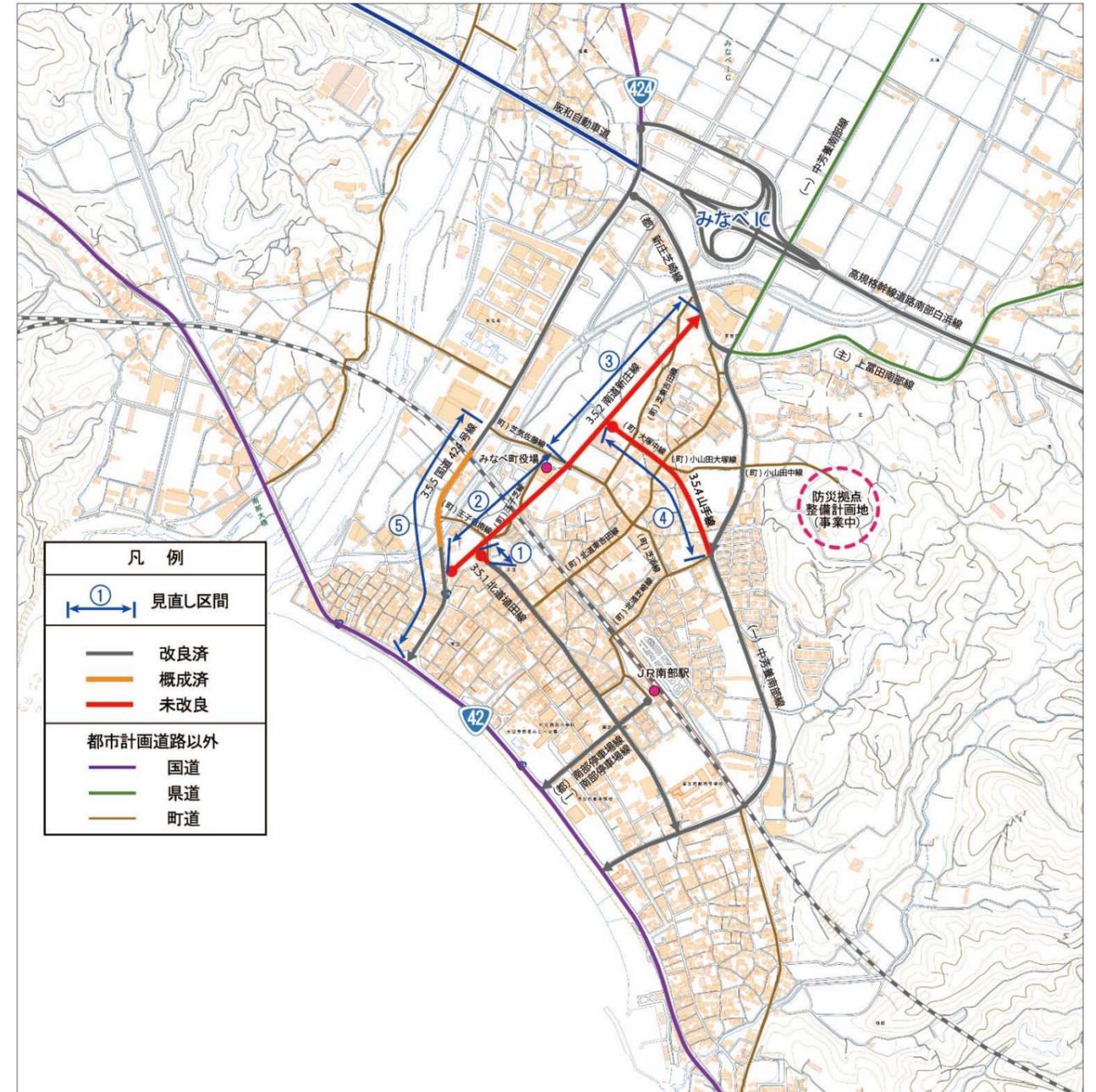
同一路線であっても、他路線との接続状況や路線の整備状況によっては、区間で必要性や機能等が異なると考えられるため、見直し検討の対象区間を以下の考え方を目安に分割し、見直し検討対象区間①～⑤を設定した。

- 延長が 500m 以上の都市計画道路
- 国県道等の主要な幹線道路で区切られる区間
- 道路の機能が変化する区間

### 見直し対象区間

●表 見直し検討対象区間

番号	区分	規模	一連番号	区間	計画決定			重複路線	見直し区間番号			
					リガナ	路線名	起点			終点	車線数	幅員(m)
1	4	1	—	コウキカクセンドウロシナヘンラハマ	高規格幹線道路南部白浜線	南部川村徳蔵字齋藤	南部川村熊岡字狼烟尾	21	2,250	阪和自動車道		
3	5	1	1	キオドウハネタ	北道埴田線	北道49-1	北道王子神社前	12	42	現道無	①	
						北道王子神社前	芝390-1	12	958	町道北道埴田線		
3	5	2	1	ミナトウシシヨウ	南道新庄線	北道35-1	町役場前	12	430	現道無	②	
						町役場前	東吉田字大塚	12	520	現道無		③
3	5	3	—	ミナヘテイシヨウ	南部停車場線	芝369-3	芝510	2	13	330	県道南部停車場線	
3	5	4	1	ヤマテ	山手線	東吉田124-1	芝592	12	455	現道無	④	
						芝592	芝491-2	12	1165	県道中芳養南部線		
3	5	5	1	コドウ	国道424号線	南部川村徳蔵字齋藤		15	863	国道424号	⑤	
							南部町南道字浜端	15	700	国道424号		
3	5	6		シンジウシハサキ	新庄芝崎線	南部町気佐藤字大年	南部町芝字猪野	13	1,020	県道上富田南部線 県道中芳養南部線		
計					7路線					8,733		



●図 見直し対象区間

### 5.3.必要性の検証項目の設定

「和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版 H25.3(和歌山県)」の「2-1-2. 必要性の検証方法」を基本に、必要性の検証項目を設定する。

(1)～(6)は上記「見直し方針」に準じる。

下表に必要性の評価基準とそれに対する代替手段の考え方を示す。

●表 必要性検証項目

番号	項目	評価基準等	代替手段の考え方
(1) 上位・関連計画への位置付け			
(1)-1	総合計画	第2次みなべ町長期総合計画(H29.3)に位置付けがある路線	当該路線に対して求められる機能であることから、機能代替を考慮しないものとする。
(1)-2	都市計画区域マスタープラン	和歌山県都市計画区域マスタープラン(西牟婁圏域)(H27.5)に位置付けがある路線	〃
(1)-3	都市計画マスタープラン	みなべ町都市計画マスタープラン(R3.3予定)において、「広域幹線道路」「都市幹線道路」「地域幹線道路」の位置付けがある路線。整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線	〃
(1)-4	その他計画	各種計画の道路整備関連施策において、重点多岐に整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線	〃
(2) 都市間連絡機能			
(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線	圏域の骨格を形成する阪和自動車道、国道42号の一部をなしている路線	現道が2車線以上で整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(2)-2	隣接市町との連絡路線	隣接市町にまたがる都市計画道路の一部をなしている路線	〃
(3) 交通拠点アクセス機能			
(3)-1	インターチェンジアクセス路線	阪和自動車道のみなべICへ直接アクセスする路線	現道が2車線以上で整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(3)-2	港湾、物流拠点アクセス路線	港湾、物流拠点はなないため、当該項目は削除する。	〃
(3)-3	主要鉄道駅、空港アクセス路線	JR南部駅に直接アクセスする路線	現道が2車線以上かつ歩道が整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(4) 土地利用支援機能			
(4)-1	主要公共施設アクセス路線	みなべ町の主要公共施設(みなべ町役場、生涯学習センター)に直接アクセスする路線	現道が2車線以上かつ歩道が整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(4)-2	主要な集客施設、観光施設アクセス路線	みなべ町の主要観光地に直接アクセスする路線、主要観光地間を連絡する路線(主要観光地はみなべ町観光協会HPに掲載されている観光地)	〃
(4)-3	開発プロジェクトアクセス路線	みなべ町に主要な開発プロジェクトはなないため、当該項目は削除する。	〃
(4)-4	まちづくりにおける主要エリアアクセス路線	みなべ町にまちづくりエリアはなないため、当該項目は削除する。	〃
(5) 都市防災機能			
(5)-1	緊急輸送道路	緊急輸送道路の位置付けがある路線	当該路線に対して求められる機能であることから、機能代替を考慮しないものとする。
(5)-2	防災拠点アクセス路線	防災拠点および現在整備中の防災広場に直接アクセスする路線	現道が2車線以上かつ歩道が整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(6) 交通処理機能			
(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある	現状交通量や将来交通量予測結果を勘案し、対象路線を廃止した場合、周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある路線(将来交通量推計により検証する。)	当該路線に対して求められる機能であることから、機能代替を考慮しないものとする。
(6)-2	対象路線に代替する路線が存在しない	各項目で代替手段を検討するため、当該項目は削除する。	